

2024年5月21日

被保険者各位

田辺三菱製薬健康保険組合

被扶養者（異動）決定通知書発行のお知らせ

平素は田辺三菱製薬健康保険組合（以降、当健保）の事業運営にご協力いただき御礼申し上げます。

厚生労働省保険局保険課から「被扶養者の認定等に係る通知への教示文*の記載について」が発出（令和5年12月27日付）されたため、各健康保険組合においてその対応方法を検討しております。この度、当健保としての本発出に関する対応方法を決定しましたので、お知らせいたします。

*「教示文」：被保険者の資格、報酬、保険給付等について、健康保険組合の決定（処分）に関して行政庁に対する審査請求や不服申し立てができることをお知らせするものです。なお、発出以前は被扶養者の認定や解除等の確認行為につきましては、社会保険審査制度の対象外とされておりましたが、この度その審査制度の対象となりました。

記

1. 開始時期

令和6年6月1日**

**申請日ではなく、当健保の認定日である点、ご承知おき下さい。

2. 対象者

当健保に「被扶養者異動届」を申請された方

3. 通知方法

事例		通知方法	発送・通知頻度
申請内容不認定の場合		「被扶養者（異動）決定通知書（不認定）」を送付します（社内便）	随時※1
申請内容認定の場合	扶養家族を追加（増加）	「保険証」と一緒に「被扶養者（異動）決定通知書」を送付します（社内便）	月2回※2
	扶養家族を削除（減少）	「被扶養者（異動）決定通知（削除）」を社内メールでお知らせします	月1回

※1：稀に扶養認定できないケースの申請があります。扶養認定の可否に際しては、当健保HP

http://www.mtpc-kenpo.or.jp/insurance_certificate/insurance_certificate.html#01

に掲載しておりますので、ご確認の上、申請頂きますようお願いいたします。

※2：今回決定した対応（教示文を記載した決定通知関連）に合わせて、保険証の発送は原則月2回に変更させて頂く点、ご承知おき下さい。なお、保険証がお手元に届くまでの間に受診し、全額医療費を負担した場合は、後日申請することにより払い戻しを受けることができます。

当健保 HP「立て替え払いをしたとき」

(<http://www.mtpc-kenpo.or.jp/consultation/advance.html>)

(重要なお連絡)

マイナンバー法改正に伴い、「令和6年12月2日以降、保険証の新規発行は行わないこと」「マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用すること」が決定されております。

[健康保険証新規発行が終了\(3\).pdf \(jrc-kenpo.com\)](#)

本改正を踏まえて、各健康保険組合と同様当健保においてもマイナ保険証の登録/利用を推奨している状況です。

(2024年2月26日付け組織間文書参照)

既にマイナ保険証への登録を完了しておられる方におかれましては、早めにマイナ保険証を使ってみて下さい。なお、マイナ保険証利用するに際しては、事前登録が必要ですので、まずは以下を参考にして早めの登録をお願いします。

[マイナンバーカードの健康保険証利用 | マイナポータル \(myna.go.jp\)](#)

以上

添付資料	被扶養者（異動）決定通知書（サンプル）
問合せ先	http://www.mtpc-kenpo.or.jp/inquiry/inquiry.html